

平成29年6月定例会 特別委員会の記録

避難地域復興・創生対策特別委員会

委員会は、付議事件1「避難地域復興・創生対策について」並びに付議事件2「原発事故収束対策について」に関し、調査事項に関するこれまでの実績を踏まえた平成29年度の主な取り組み状況について、執行部から説明を受けるとともに、審議を行った。

付議事件
1 避難地域復興・創生対策について
2 原発事故収束対策について
3 上記1から2に関連する事項
調査事項及び調査内容
<u>1 避難地域復興・創生対策について</u> <u>(1) ふるさとへの帰還や生活再建に向けた支援について</u> ① <u>帰還支援・生活再建支援</u> ② <u>復興拠点を核としたまちづくり</u> <u>(2) 避難者等の安全・安心の確保について</u> ① <u>教育環境の整備</u> ② <u>浜通り地方の医療等の提供体制の整備</u> <u>2 原発事故収束対策について</u> <u>(1) 環境回復対策について</u> ① <u>除染等の推進</u> ② <u>廃棄物の処理等</u> <u>(2) 廃炉・汚染水対策について</u> ① <u>廃炉に向けた安全監視</u> ② <u>緊急時の体制整備</u>

委員長名	太田光秋
委員会開催日	平成29年7月3日(月)
所属委員	〔副委員長〕 円谷健市 星公正 〔理事〕 神山悦子 高野光二 〔委員〕 鳥居作弥 吉田栄策 矢吹貢一 山田平四郎 古市三久 佐藤憲保 小桧山善継 瓜生信一郎



太田光秋委員長

(7月 3日 (月))

神山悦子委員

避難地域復興局長の説明に関して聞く。

まず、今年度末で仮設・借り上げ住宅の供与が終了する檜葉町への対応等、今後も動きがあるため、確認の意味で2点聞いてから意見を述べる。

一つは、大阪府が避難者数を加えていなかったことについて、この数字をいづろ避難者全体の数字に加えて集計するのか、詳細を聞く。

もう一つ、応急仮設住宅の供与終了後に支援を必要とする方々の人数と状況について詳細を聞く。

避難者支援課長

1つ目の大阪府の集計に誤りがあった件については、既に復興庁が6月19日に修正版を提出しており、それに基づき県として6月末に災害対策本部の避難者数の集計に4月分、5月分という形で反映している。6月分については7月に反映する。

2つ目の今年度末の応急仮設住宅の供与終了後に支援を必要とする自主避難者数については、いまだ正確につかめていないところがある。

1年前に調査した応急仮設住宅の供与数は約1万世帯であり、今後も幅広く対象者を支援していく。

神山悦子委員

修正後の数について、現時点で避難者数は約何万人になるのか。

もう一つ、自主避難者への住宅の無償提供がことし3月末で終了した時点で、まだ住まいを決められないでいる世帯が100を超えていたと記憶しているが、この数字ではないのか。

避難者支援課長

6月26日の速報で修正した現在の避難者数については、県内外合わせて5万8,920名で公表している。

生活拠点課長

今後も支援が必要となる方々についてであるが、6月15日現在、住まいが未確定の世帯は、県内69世帯、県外69世帯の合計138世帯である。また、所在不明の世帯は、県内21世帯、県外2世帯の合計23世帯である。

引き続き、住まいの確保に向けて避難先や避難元の自治体等と連携を図り、必要に応じて戸別訪問を行い、支援をしていく。

神山悦子委員

その件は承知した。

引き続き、支援は必要だと思う。現在実施されている母子避難者の高速道路無料措置及び医療費無料化が打ち切られると生活等に支障が及ぶため、この支援の継続を求めたい。

次に、賠償について、2年前の指針のとおり年間逸失利益の2倍相当が終了するかは別の話としても、農林業の賠償もまだ示されていない中で、ことしはその節目であるが、今後の県の考えについて聞く。

原子力損害対策課長

商工業等の営業損害の一括賠償後の取り扱いについては、避難指示区域内は平成27年3月以降の年間逸失利益の2倍相当額を一括賠償することで、基準等が定められている。その2倍に相当する2年がことし経過する。

先ほど局長から説明があったとおり、県としては、5月31日の原子力損害対策協議会の要望、要求活動において、事業者の個別具体的な事情を丁寧に聞きながら、被害の実態に見合った賠償を行うよう、関係団体とともに求めてきた。引き続き、国及び東京電力等に対して求めていく。

神山悦子委員

これも意見を述べておく。常任委員会でも話したので状況が理解できる方々はいると思うが、損害がある限り賠償は続くと言って今までもやってきた。

最近、郡山市のサービス業の方々から聞いた話がある。

最初の賠償の時に区域外だと言われた方々は、その後に変更されることなく、この6年間で一度も賠償されていない。

今まで県がとってきた態度と、国及び東京電力のとっている態度は違うと私は思っている。本当に賠償を求めたい方々の中で、商工会の方々でも、まだ賠償請求していない方々もいるので、私は強く求めておきたい。賠償については、きちんと請求をしてほしい。

次に、土木部長の説明に関して聞く。

避難者向け住戸改修事業で、県営住宅の空き住戸170戸を用意し対応していることについて、その後の入居率及び活用された状況など、詳細を聞く。

建築住宅課長

今年度から用意した県営住宅の170戸については、現在41世帯が優先的に入居している。

神山悦子委員

170戸用意して41世帯が使用できていることは本当に役に立ったと思うが、残った分について、今後の対応はどうするのか。そのままあけておくのか、必要があるために用意しておくのか、対応状況を聞く。

建築住宅課長

残りの住戸については4月以降も継続的に募集を続けている。今後、今回用意した170戸以外の地域等で用意できる戸数があれば、優先的に入居できるよう用意を進める。

あわせて、この170戸の残りの部分で応募がないところについては、すぐではないが、将来的に一般の県営住宅として開放したいと両にらみで考えている。

吉田英策委員

避難地域復興局長の説明に関して、檜葉町からの避難者の件で聞く。

戸別訪問を実施し、それぞれの方々の今後の対応について、丁寧に聞き取りをしているようだが、現在の状況を確認したい。

今年度末までに住まいが決まらない世帯がどのくらいで、今後その方々に対し、どのような説明をするのか詳細を聞く。

生活拠点課長

まず、檜葉町からの避難者数については、5月時点で県内の避難世帯が1,396世帯、県外の避難世帯が140世帯であり、合計で1,536世帯である。

昨年10月に、檜葉町からの避難者に対して、平成30年4月以降はどうするか意向調査を実施した。

その中で、応急仮設住宅供与終了後の来年4月以降の住まいが決まっていると回答があった世帯は495世帯であり、それ以外の1,041世帯が今回の戸別訪問の対象となる。その内訳は、県内928世帯、県外113世帯である。

戸別訪問の体制について、県内は檜葉町と県の職員が訪問し、県外は受け入れ都道府県等に訪問を依頼している。

今後のスケジュールとして、避難している世帯に戸別訪問の実施に係る案内状を今月から送付しているが、戸別訪問の前に各世帯に電話による聞き取りも始めた。その電話聞き取りの内容により、おおむね今月から必要に応じて戸別訪問を実施していく。

その後、9月までには、避難者と一通り接触を得た上で、必要に応じて再度戸別訪問を実施し、来年3月の供与終了後の住まいの確保について丁寧に支援していく。さらに、戸別訪問において課題があった場合は、町及び国と連携し、課題解決に向けた相談体制を活用していく。

昨年度は、避難指示区域外の方々からの避難先の住まいの確保のために、避難者住宅確保・移転サポート事業を実施した経緯があるが、今年度については、檜葉町からの避難者や避難指示が解除された区域の方々を対象にこの事業を使い、住まいを探す支援をしている。

吉田英策委員

現在、丁寧に対応していることは理解したが、現時点で来年3月までに移る住まいが不明な方々はいらぬのか。

生活拠点課長

住まいの意向が決まっていぬ方々及び不明な方々については、現在は電話で連絡しているが、その中では、おおむね来年4月以降の住まいの意向が決まっている方々、またはある程度決まっている方々が多い印象を受けている。

まだ意向が決まっていぬ方々は、全体の1、2割程度と思う。

このような状況において、まずは電話で連絡をし、聞き取りを行い、その後に戸別訪問と、丁寧に進めていく。

吉田英策委員

今後、戸別訪問が進み対話が進めば、この1、2割の方々が減る可能性もあるし、または、逆にふえる可能性があるかもしれないが、引き続き丁寧な対応を望む。

それでも来年3月までの供与の期限は決まっているので、それに向けての強引なやり方だけは本当に慎むべきと思う。

来年4月以降について、住まいの意向が決まっていぬ方々の対応を、県はどのように考えているのか。

生活拠点課長

檜葉町からの避難者で、来年4月以降も何らかの事情で住まいが決まらぬ方々については、避難指示区域からの避難者への対応と同じように丁寧に対応していく。

古市三久委員

土木部長の説明に関して、高速道路について確認したい。

常磐自動車道の広野インターチェンジまでの4車線化はいつごろ完成するのぬ。高速道路については今直ちに必要であるが、建設を進めている間に必要性が少し減ってくる感じもしている。

また、大熊町・双葉町周辺の追加インターチェンジは、いつごろまでに4車線化されるのぬ。

高速道路室長

常磐自動車道の4車線化について、いわき中央インターチェンジ-広野インターチェンジは、復興・創生期間内の完成を目指していると聞いている。

さらに、東日本高速道路（株）からは、宮城県の山元インターチェンジ-岩沼インターチェンジも同様に復興・創生期間内の完成を目指していると聞いている。

追加インターチェンジの大熊町・双葉町周辺の6区間の13.5kmについては、付加車線いわゆる追い越し車線を整備し、復興・創生期間内の完成を目指していると聞いている。

それ以外の残る区間については未定であるが、県として、残る区間についても早期4車線化が図れるよう、引き続き国及び東日本高速道路（株）に要請していく。

古市三久委員

復興・創生期間というと、2020年までに完成するとの理解でよいか。

つまり、付加車線も2020年までに完成し、それ以外の、例えば大熊町・双葉町周辺については、未定であるとの理解でよいか。

高速道路室長

委員指摘のとおり、4車線化及び付加車線については2020年までの完成を目指している。

それ以外の区間については、まだ今のところ発表はない。

古市三久委員

2020年までの完成を目指すのであれば、いろいろな意味で、例えば中間貯蔵施設の問題等があるので、付加車線ではなく全て4車線化するよう、県として国に要望すべきと考えるが、どうか。

高速道路室長

県としては、常磐自動車道が全線開通してから交通量がかなりふえているので、引き続き、その他の区間についても、4車線化を国及び東日本高速道路（株）に強く呼びかけていく。

星公正副委員長

土木部長の説明に関して、復興拠点を核としたまちづくりについて聞く。

まずは公共交通の件で、復興をいち早く進めるためにも、帰還した方々及びお年寄りや交通弱者が避難できるようにするには、その地域の公共交通をどのように整備していくかが非常に大事な要素になると思うが、どうか。

次に、復興道路について、今の話でも、高速道路等の基幹道路は順次整備されているが、それに伴い、県が進めている生活道路の整備については、用地交渉等でかなり厳しい状況が続いていると承知しているが、現在の状況を聞く。

生活交通課長

避難指示区域における公共交通に関しては、今年度、交通網の計画づくりを進めている。避難指示区域12市町村を対象にして、それぞれの域内交通を市町村が担当し、広域的な交通を県がバス運行等の路線設定をした上で計画をつくり、来年3月までに策定する予定である。

帰還の状況を踏まえ、日常生活の利便性を高めるための交通網の計画を、現在、事業者、市町村、専門家等の委員のもとで協議している。

なお、広域的な路線については、現在3路線走っており、今年度末さらに来年4月に向けて、新たな3路線の開設を目

指して調整中である。

道路整備課長

生活道路については交通安全事業、特に歩道または現道対策があるが、地元住民に丁寧な説明をしながら、事業効果が早く出るよう進めていきたい。

鳥居作弥委員

港湾整備事業について聞く。4月23日に小名浜マリブリッジが完成し、昨日私も小名浜港を視察してきたが、港を使った大きな祭りに家族が集まるなどの憩いの場として、今後の港のあり方を考えていくべきと思う。

その中で小名浜港東港地区では、石炭の取り扱いがどんどんふえていることに伴う負の一面がある。石炭の粉じん対策について、既に5号埠頭及び6号埠頭には、車両を洗浄するプールや粉じんを防止する高い壁などは整備されているが、それ以外にさらに強化する視点からの考えがあれば聞く。

港湾課長

東港地区の粉じん対策については、委員指摘のとおり既存施設の5号埠頭及び6号埠頭の防じん柵及び水洗い場等の現状の検証を行うとともに、新たに小名浜港の気象データなどを踏まえたシミュレーションを行いながら、防じん柵の設置など粉じん対策に万全を期していく。

鳥居作弥委員

現状としては、意見などを調整しながら今後のあり方を考えていくことで、現時点で何か具体策はあるのか。

港湾課長

基本的な粉じん対策としては、粉じんが飛散しないための防じん柵の設置を行い、場外に搬出する際の粉じんの付着を防ぐための水洗い場の建設を検討しており、これらの基本施設をしっかりと整備していく。

高野光二委員

先ほど吉田委員からも話があった避難指示区域の応急仮設住宅関連で聞く。

県の立場では、檜葉町の応急仮設住宅を重点的に意向調査し、応急仮設住宅の供与期間が今年度末までの形になっているが、他町村の応急仮設住宅の対応については、それぞれの自治体で応急仮設住宅を回り、意向調査をしていると私は解釈している。

檜葉町については県が直接調査をしているため数字は出ているが、檜葉町以外の地域の相対的な数字については、どのように捉えているのか。

土木部長の説明では、復興公営住宅の整備促進に取り組み、5月末現在の数字も示されたが、入居応募者がいなければ、最終的に余った復興公営住宅を県営住宅と同じ扱いにして、再度公募するとの意味合いであると私は認識しているが、どうか。

他の自治体から避難している方々がどこの町村でどのくらいいるかの数字は、今は示さなくともよいが、全体的に今年度末で応急仮設住宅からどのくらい移り住むかが非常に大事だと思うので、数字の捉え方について示してほしい。

応急仮設住宅から次の住まいとなる自宅及びアパート、あるいは公営施設に移り住むような誘導策が大変重要と思うので、県の考えを聞く。

生活拠点課長

復興公営住宅に入居を希望する方々の応募条件として、現在の避難指示区域の方々であり、過去に募集を何回かに分けて実施し、今回は第5期募集、再募集、再々募集と行い、まだ495戸の空き住戸がある状況である。

応急仮設住宅の状況について、避難指示区域の方々が具体的にどのくらい移るかの数字は県として把握できていないが、毎年、復興庁とともに避難指示区域の方々に対しての意向調査を実施している中でも、住まいが決まらない方々も相当数いると思われるため、復興公営住宅への応募の周知を図っている。

市町村においては、現在、建設型の応急仮設住宅及び県内の借り上げ住宅について、それぞれ見守り活動などを通して意向調査をしていると聞いている。

具体的に、来年3月までにこれくらいのグループの方々に応急仮設住宅から出るというところまでは把握できていない。避難者の中には、今後どうしてよいかわからない方々が相当数いるので、市町村を通じて、今後の生活再建に向けて周知していく。

高野光二委員

長く話をするつもりはないが、全体的な状況をきちんと県として把握できていないように受け取った。逆に言えば、檜葉町の数字が大変多く驚いている。恐らく私の地元はもっと少ない。わずかな方々にどのように対応していくかというぐらいのせめぎ合いになっている。

私も時々応急仮設住宅を回るが、ほとんどではないが非常に少なくなっている。

その中で現在、復興公営住宅にあきが出ているなら、その対応も含めて、全体的な数字をつかまなければ、何もわからないと思う。

さきの説明で、檜葉町の数字は出ているが、ほかの自治体の実態を把握し、検討する数字をつかみ、余ることを予想した上で、復興公営住宅はこのように供与できると、早く示さなくてはいけない。

今の話では全く対応にはならないと思うが、どうか。

避難地域復興局次長（避難者支援担当）

先ほど回答した檜葉町からの避難者とは、応急仮設住宅いわゆる建設型の仮設住宅の居住世帯数と、借り上げ住宅の居住世帯数の両方が含まれた数字である。

委員指摘の南相馬市からの避難者数はそう多くはないのではないかということについては、建設型の仮設住宅の居住者はそうであると思うが、それ以外の借り上げ住宅の方々も相当数いるので、そのような前提で聞いてほしい。

建設型の仮設住宅は、いつまでも供与することはなかなか難しく、比較的早い段階から市町村には集約化も含めていろいろと意向を聞いている。そのデータについては、市町村から間接的に数字を聞いていて、どのくらいの方々が復興公営住宅に入居したいかを一定程度聞いている。それを踏まえながら今後の募集計画等については、県で内々に反映している。

まだつかみ切れていないのが、借り上げ住宅の居住者である。借り上げ住宅は県内に点在しているため、避難元の市町村ではなかなかつかみ切れないところもある。借り上げ住宅については、そのまま住み続けることが可能であり、応急仮設住宅の供与が終了になったときに必ずしも引っ越しをしなくともよいため、この方々が復興公営住宅に入居したいかは一戸一戸聞かないとわからないが、今までの経験的に何戸か聞いた中では、その率は非常に低いように、県としてカウントしている。

そのような状況もあり、一戸一戸丁寧に、全てきれいに、ここの方々はこちらに行くというところまで、現在整理をしていない。大体このくらいの方々はこちらに入るだろうということは、つかみつつ進めている。

委員の指摘は、現在避難指示が出ている区域ではなく、過去に避難指示が出ていた区域で、今応募資格がない方々に対しての開放を早く行うべきだとの意見であると思うが、県として現在準備を進めている。

現在、細かい条件の詰めを国と調整しているので、そう遠くない段階でお知らせできると思うが、まだ公表できる段階ではないため、このような状況で進めていると認識願う。

神山悦子委員

教育長の説明に関して、まず確認のために2点聞く。

一つは、来年4月に学校再開が予定されている5町村とはどこか。

もう一つは、被災学校の復旧で、現在92校の復旧は完了したが、残る2校はどこか、具体的に聞く。

教育総務課長

来年4月に学校再開を目指している町村は、川俣町山木屋、それから浪江町、富岡町、葛尾村、飯舘村である。

施設財産室長

東日本大震災で被災した学校の災害復旧状況であるが、1校は小高産業技術高等学校であり、管理校舎棟の耐震部分である。

もう1校はいわき海星高等学校であり、校舎等の建物については全て復旧が終了しているが、グラウンド等の復旧が一部残っている。

神山悦子委員

教育分野での意見として、被災地中心の教員の加配配置を引き続き求めたい。

これは、被災地の教育を充実していくことが本当の復興につながっていくと思うので、帰還した避難指示区域の教育についても十分に目を配ってほしい。

次に保健福祉部長の説明に関して聞く。医療及び介護人材の不足を補ったり、介護職員の処遇改善も行ってきて、これからは帰還することを考えて行うと思うが、目標値があったのではないか。

つまり、どのくらいの人数をこれからも必要とするのか、目標を持つべきであると思うが、人数の点で示せることがあれば聞く。

医療人材対策室長

看護職員については、需給計画があるので、目標値に対して平成29年度時点の人数をつかんでいるが、今持ち合わせていないため、後ほど確認して回答する。

次に医師については、特段の目標値はないが、国との比較において人口10万人当たりの医師数が、国においては233人、本県については188人と、大きな乖離があるため、そこを目指して埋めていくところであり、また、東日本大震災前の数字に戻すことも目標の一つである。

太田光秋委員長

神山委員、資料提出でよいか。

神山悦子委員

それでは、資料を提出願う。

これから帰還するところの整備を進めながらの説明があったが、足りない人材が何人で、県がこれまでやってきたことに対して効果があったのか、その流れを示さないといけない。

本当に被災地の医療及び介護体制、そして施設が足りていない分も含めて、今後どうしていくのか判断するために、もう少し見える数字であればありがたい。

現時点で把握している数字を、資料で示してほしい。

高齢福祉課長

介護職員の確保すべき目標値はないが、現在の求人数が一つの目標となる。県の合計では介護職の有効求人倍率が2.81であり、県全体の有効求人倍率の1.20と比較すると大分高い数字である。

現在、求人数が2,924人に対して求職者数1,040人であるため、これを少しでも埋めていくことが介護職員確保の目標となる。

吉田英策委員

来年の4月から開設するふたば医療センターについて、避難指示区域に必要な医療に対して不足している医療人材の確保が、どこまで進んでいるのかを聞く。

具体的には、ふたば医療センターの人員目標数及び現段階で何人ぐらいの確保が進んでいるのか聞く。

病院局参事兼病院経営課長

ふたば医療センターの医療人材の確保であるが、医師については、おおむね20名を確保する予定であり、県立医科大学で責任を持って対応する。

看護師等の医療従事者は、全体で42名確保する予定である。

具体的には、看護師は県職員で17名確保する予定であり、現在は1名足りないが16名確保している。あとは応援職員として9都県市、民間企業等から13名の応援を受ける予定になっており、現在13名以上が手を挙げている。今後、7～9月の3カ月間で現地を視察した上で決定することになるため、看護師については必要数が確保できている。

次に、薬剤師2名、診療放射線技師3名、臨床検査技師3名、理学療法士1名、作業療法士1名、栄養士2名については、おおよそ確保できている。

その他として事務職員6名については、県の人事異動で充分対応できる。正式には確定していないが、必要な人員はおおよそ確保できるところである。

吉田英策委員

医師については、20名を県立医科大学で責任を持って確保することを承知した。看護師が、現段階で県職員16名と応援職員13名で29名であるから、これはまだ努力が必要ということでしょうか。

病院局参事兼病院経営課長

看護師については、まだ1名確保できていないので努力が必要である。これについては現在、県職員がふたば医療センターに異動できるか再度確認をしており、もし決まらなければ、再度採用試験を実施する予定である。

吉田英策委員

本当に医師の確保については大丈夫か。

病院局参事兼病院経営課長

医師については、県立医科大学で責任を持って確保するため大丈夫である。

吉田英策委員

避難指示区域を支えるいわき市及び南相馬市などの医療提供体制の支援の取り組みについて聞く。

保健福祉部参事地域医療課長

いわき市及び南相馬市を中心とした周辺の地域で避難生活を続けている方々は多数いるため、それらの方々への医療提供を支える意味でも、救急及び人工透析を中心とした必要な医療が確保できるように支援していく。

高野光二委員

教育長の説明に関する質問だが、ふたば未来学園高等学校についてである。

ふたば未来学園高等学校は、スーパーグローバルハイスクールとして、未来に向かう人材輩出のため文部科学省の指定を受けており、それなりのすばらしい効果が出ていると思う。

なお、文部科学省のスーパーグローバルハイスクールの指定は3年間の補助であり、更新の時期になると思うので、この成果で来年度以降も継続しこの学校のよさを醸し出すために、この3年間の実績を踏まえて、文部科学省の指定が継続して受けられるように、県として配慮するよう願う。

今回、ふたば未来学園の中高一貫教育について記載しているが、今まで、県下の中高一貫教育は会津学鳳中学校・高等学校が唯一だったと思う。

この中高一貫教育は、教育を特化することで中学校から高等学校にスムーズに移行しており、私もすばらしい取り組みであると大いに評価をしている。

確かに会津学鳳中学校・高等学校の教育内容で参考にできることはあると思うが、会津学鳳中学校・高等学校と、ふたば未来学園の教育プログラムの目標とする中身は違うと認識している。

ふたば未来学園中高一貫教育検討協議会のメンバーの有識者がどのような方々で構成されているのかわからないが、県が進める将来的な教育目標の一環として、2校目の中高一貫教育となるため、ぜひ力を入れて前に進むよう願う。県の考えがあれば聞く

。

県立高校改革室長

ふたば未来学園中高一貫教育検討協議会の委員であるが、文部科学省の教育制度改革の担当者、大学関係者、市町村教育長の代表者、双葉郡教育復興ビジョン推進協議会の代表者、小中学校長会の代表者、PTAの代表者、会津学鳳高等学校の校長、県の教育委員会関係者で構成されている。

昨年度より、この検討協議会において、ふたば未来学園で育む資質や能力、教育課程及び教育方法、入試のあり方等について具体的な意見を得て、平成31年度の開校に向けて30年度が生徒を募集する年度になるため、早い段階で教育内容等についてまとめるように、今年度も引き続き検討している。

高野光二委員

保健福祉部長の説明に関する質問だが、浜通り地域の救急医療について聞く。

特にこの特別委員会で、私が記述として残しておきたいと思うのは二次救急医療機関についてである。

浜通り地域の二次救急医療機関としては、いわき市、南相馬市、相馬市の公立病院等、そして県のふたば医療センターとなる。

各自治体及び医療機関と相談するとしており、それは大切なことであるが、その運営の中でコンビニ的に救急で運ばれることが問題であり、特に重篤の患者が搬送された際の対応については非常に問題があると思う。

私の一般質問では、詳しくそのことに触れなかったが、その二次救急医療機関で実際に受け入れる医師は、総合診療医のように全部が診られる医師が常勤ではないことが現実である。

医療はそれぞれが細分化されているために、専門医でなければ深い診療ができないのが、現在の救急医療の受け皿となる当直医の現状である。

たとえ救急で受け入れたとしても、自分の専門外については詳しく診療ができないため、一時的には受け入れて対応するだけで、患者を帰宅させてしまう等の状況になってしまっている。

私の友人の配偶者も心臓病で重篤な状況であったため、救急で受け入れて一時的な処置をしたが、当直医は専門医ではなかったために、搬送して4、5時間、その病院に置いてしまい、結果的には亡くなってしまった。そういう時には、やはり専門の病院に早急に移送する作業が非常に大事である。

夜間はドクターヘリが運行できないと言うが、それは運行できるような方策を検討したほうがよいと思うし、それにかわる方策として何か体制を考えることができないか。

そして、重篤な患者については、受け入れた病院から専門の病院への早急な移送を可能とするような自治体と二次救急医療機関との連携、あるいは当番医の病院との連携、そのような情報共有ができていないことが現実の問題である。それぞれの病院として悩みは持っていると思うし、それに答えるようなシステムを構築するべきと思っているが、県の考えを聞く。

保健福祉部参事兼地域医療課長

二次救急医療機関については、通常119番で救急の通報を受け、消防で搬送先を選定するに当たり、委員指摘のとおり、専門医の勤務状況等のデータを確認した上で救急搬送先を選定している。

しかし、夜間や休日でも専門医が勤務していない場合には、とりあえず二次救急医療機関の当番医に搬送し、適切なトリアージを行った上で、専門医を確保できる医療機関への移送を行うこととしている。

病院間の移送についても、緊急性を要する場合にはドクターヘリでの搬送も対応しているが、夜間の場合はドクターヘリの運行は不可能であるため、救急車に医師が同乗することで適切な医療の提供を行い、救命率を上げるよう進めていく。

古市三久委員

危機管理部長の説明に関して、凍土遮水壁について聞く。

先日、凍土遮水壁の完全閉合に向けていろいろと議論があり、原子力規制委員会の更田委員長代理が、東京電力の説明に非常に問題があるとしているが、この場には県として出席しているのか。

原子力安全対策課長

委員指摘の件は、6月28日に開催された国の「特定原子力施設監視・評価検討会」であると思うが、この検討会には、県として毎回、原子力専門員がオブザーバーで出席している。

古市三久委員

危機管理部長の説明では凍土遮水壁の審査が進められているとしているが、マスコミ等では全て凍結するとの報道もある。いろいろと問題はあるようだが100%凍結となることでよいか、県の認識を聞く。

原子力安全対策課長

6月28日の「特定原子力施設監視・評価検討会」において、原子力規制委員会としてはおおむね了承すると発言があり、現在は、淡々と内容について事務的な審査が行われており、近々承認されると考えている。

凍土遮水壁については、最後に残っている1カ所の凍結が開始されると完全閉合となり、四方向全部が閉じる形になる。

もともと凍土遮水壁は、サブドレン及び地下水バイパスといった対策と合わせて、最終的に建屋の中に流入する地下水の量を減らし、汚染水の発生量を減らすのが目的である。

最後の1カ所が閉じると、山側から流れ込む地下水の減少が期待されるので、それに伴って建屋に流入する地下水及び汚染水の量も減ることが期待されるが、国の「特定原子力施設監視・評価検討会」でもいろいろな議論がされているとおり、地下水の水位管理が非常に重要になる。

山側を閉じて山側からの地下水の流入が減り、建屋の中の汚染水の水位と建屋の外の地下水の水位が逆転すると、建屋の中にある汚染水が外に出てしまい、余り下げ過ぎても害があるので、場合によっては地下水が下がり過ぎないように外から注水することも計画では想定されている。

地下水位の管理を厳重に行い、最終的な結果として汚染水の発生量を減らすことができるよう東京電力は管理していく。それを県としてしっかり監視していく。

古市三久委員

今の説明はそのとおりだが、つまり地下水位の管理が大変なのである。

これまで、凍土遮水壁を凍結して地下水の流入を防いできたが、地下水の流れは余り変わらないと言われている中で、なぜ、原子力規制委員会で今回100%閉合を認めることにしたのか。

それは、当初想定していた凍土遮水壁の効果はほとんど期待できないが、100%閉合しても、建屋内の水位と建屋外の水位の逆転は起きないだろうと、安全性は十分に確保できる、つまり凍土遮水壁の効果が期待されないので閉合してもよいだろうと言われている。

これが本当のことであれば、極めて問題である。

原子力発電所の事故の検証については、県が独自に行うべきではないかとの質問で、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下、廃炉安全監視協議会という。）がしっかり行っていると、先日知事は答弁している。

しかし、私は廃炉安全監視協議会が十分に機能を発揮しているのか極めて疑問に思う。この廃炉安全監視協議会において、凍土遮水壁の効果についての検証を科学的に行って、県民に明らかにする必要があると思う。

原子力専門員がオブザーバーとして会議に出向き話を聞くことも大事だが、凍土遮水壁には汚染水を減らす効果があり機能するなど、本当に効果があるかについて、廃炉安全監視協議会で検討することが必要だと思うが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会の取り組みであるが、この協議会はこれまでも凍土遮水壁の進捗に伴い、その内容の安全性の確認を続けてきた。その中で効果の確認も議論している。今後は、最後の1カ所が閉合され、最終的な形が整った中でどのような効果が凍土遮水壁としてあらわれるのかを、この協議会でしっかり確認していく。

古市三久委員

廃炉安全監視協議会では、凍土遮水壁のどのような効果について議論しているのか。

先の「特定原子力施設監視・評価検討会」では、原子力規制委員会と東京電力との説明で、互いの考え方が非常に相違している。

廃炉安全監視協議会として、東京電力の考え方を追認した立場であるのか、または原子力規制委員会が考えている立場であるのか非常に重要である。

廃炉安全監視協議会は、これまでどのような議論をして、どのような効果があったのか。そして、廃炉安全監視協議会としてどのような結論としているのか。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会ではこれまで、凍土遮水壁について現場確認を含めてさまざまな内容の確認をしてきた。

凍土遮水壁については、上流側をいくつかあけていたり、下流側から閉合していくこと等、段階的に進めているため、現時点で東京電力から凍土遮水壁の明確な効果は示されてはいない。

これは、国の「特定原子力施設監視・評価検討会」でも議論されていることであり、凍土遮水壁を最終的に凍結・完全閉合とした後の状況について、雨の影響もあるので、雨の多い時期、少ない時期、全体を通じ、建屋への流入抑制及びサブドレン等との複合的な効果を含めて、汚染水対策の効果が出ているのか確認していきたい。

古市三久委員

先の「特定原子力施設監視・評価検討会」で、凍土遮水壁の効果として、東京電力は汚染水が減少していると説明したことについて、原子力規制委員会は汚染水は減少していないとしている。これは東京電力の説明に問題があると、原子力規制委員会の更田委員長代理が述べている。しかし、原子力規制委員会は、地下水が流入しても、建屋内の水位と建屋外の水位は逆転しないので、凍結しても安全性には問題ないとしている。凍土遮水壁は、汚染水対策として汚染水を減らすために350億円をかけて設置しているのに、原子力規制委員会は全く効果が上がっていないと述べている。

要するに、東京電力及び原子力規制委員会のそれぞれ言い分は、どちらが正しいのか、県としてこの状況をどこまで捉えていて、廃炉安全監視協議会において、本当にそのような状況かどうかを、いろいろな情報及びデータをとりしっかり検討して議論した上で、県民に説明しなければいけない。そういう役割が果たせる廃炉安全監視協議会にしないと、単なる事実の追認だけになる。

県民に安全・安心を正確に説明できる廃炉安全監視協議会としてほしいと望むが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会については、県、13市町村、専門家等で構成する会議である。当然、国の「特定原子力施設監視・評価検討会」での議論もあるが、県としては、廃炉安全監視協議会を通じて、廃炉及び汚染水対策の取り組みを今後も確認していく。

田谷健市副委員長

国による特定廃棄物の埋立処分施設事業において、埋立処分場である旧フクシマエコテッククリーンセンターへの搬入が順次進められるが、県として、引き続き地元で丁寧な説明を行いながら、安全・安心の確保を最優先とし、国及び関係機関と協議した上で調整を進めていくことを望む。

本県の復興に向けて、大変重要な役割を果たす事業であり、実施に向けて、搬入路の確保を含め、住民理解に努め、さらには安全・安心の確保を図るよう、国に対して強く求めるべきだが、県の考えを聞く。

次に、帰還に向けた放射線不安対策事業について、住宅の修繕、リフォーム等から発生する廃棄物等の処理に関して、相談員を配置し、いろいろな相談に乗る事業であるが、これが今後ますます重要な役割を果たすのではないかとの思いがある。

その意味で、この事業をさらに充実させていくべきと思うので、県の考えを聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

国の特定廃棄物の埋立処分施設事業については、委員指摘のとおり、地元への重い負担を強いることになるため、地元の理解を得ることが非常に重要である。

一方では、双葉郡や本県の復興を進めていく上で、非常に重要な役割を果たす事業でもあるため、引き続き、地元丁寧な説明を行い、安全・安心の確保を最優先に事業を円滑に推進するよう国に求めている。

今後、事業を進めるに当たって、県は富岡町及び楡葉町とともに国との安全協定を締結しており、安全性の確保については、必要な対応や事業確認等を行っていく考えである。

産業廃棄物課長

帰還に向けた放射線不安対策事業は、平成29年2月から開始している。浪江町役場に相談員2名を配置し、放射線汚染に対する不安等の住民からの相談を直接受ける事業である。

29年2月からの4か月間での相談件数は128件であり、月平均30件くらいのペースである。約7割が廃棄物関係の相談であり、廃棄物等をどのように処理すればよいのか、処理先をどこに依頼すればよいのか等の内容である。

相談員が近くにおいて地元の住民と直接話をすること、相談員が線量計を常備して現場に出向き、バックグラウンドの線量を排除し正確な線量を測り正しい情報を提供することで不安払拭に努めており、事業が順調に進んでいると認識している。

さらに広報活動等を進め、今後ニーズがふえる状況であれば、次年度に向けて、より充実した取り組みも含めて検討していきたい。